

校 園 Web ページ作成運用ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは校 園 Web ページの作成運用に関し、その内容を具体的に実現するために定めるものである。

インターネットを通して Web ページを公開することは、国内にとどまらず全世界に情を発信することであり、不特定多数の人がその情報を入手できることになる。したがって、校 園において教育活動、広報広聴活動の一環として、Web ページを作成し公開する場合には、地方公務員法・著作権法・大阪市個人情報保護条例・大阪市データ保護管理要綱の係法令を遵守し、人権の尊重、個人情報の保護、知的所有権の尊重等に十分留意しなければならない。同時に、「大阪市教育行政基本条例」「大阪市立学校活性化条例」「大阪市教育振興基本計画」を踏まえるとともに、このガイドラインに留意して、組織的・計画的に取り組むことが必要である。

2 Web ページの公開

校 園に係る情報を公開することにより、校 園、家庭及び地域が情報を共有するとともに、協働体制を確立し、開かれた校 園づくりに資する最新で正確なものとなるように努めなければならない。

Web ページの開設及び適切な運営をするために、各校 園は「情報教育運営委員会」等を設置し、組織的に対応すること。その際、次の内容に留意すること。

(1) 校 園は、Web ページの定期的な更新に努め、活発な情報発信を心がけること。

(2) 次に掲げる当該校 園に係る事項を掲載すること。

ア 校 園の名称、写真及び沿革

イ 校 園の所在地、電話番号及びファックス番号

ウ 校 園長の名前

エ 校 園の教育目標

オ 校 園行事の予定及び紹介並びに学習活動の紹介

(3) 校 園は、掲載後も情報の正誤や掲載時の錯誤・誤謬や誤解を招きかねない表現等について注意を払い、適正な状態の確保に努めること。

(4) 校 園は、地域・保護者等からの意見も参考にして、適切な情報発信に努めること。

(5) 自校 園教育活動に関わりのあるものに限り Web ページに掲載し、公開の目的から逸脱することがないようにすること。

(6) 公開にあたり、対象（誰に）、内容（何を）、方法（どのように）、範囲（どこまで）等について、「情報教育運営委員会」等で十分に検討すること。

(7) 校 園 Web ページへの情報の掲載に当たっては、以下の各項目の内容に従い、著作権等の諸権利を尊重すること。

ア Web ページへの著作物（絵・作文・音楽・新聞雑誌の記事・イラスト・写真等）の

載には、著作権者の許諾を得、その旨の表示を行うこと。(児童・生徒等がキャラクター等を模写した物の掲載についても著作権者の許諾が必要)

イ 児童・生徒の作品等の掲載については、本人及び保護者の了解のもとで行うこと。

ウ 校園以外の第三者の著作物を掲載するときには、著作権者の許諾を得た上での掲載である旨を明記すること。なお、当該第三者との取決めがあるときには、それに従うこと。

エ 肖像権等他の諸権利についても、上記と同様に扱うこと。

オ 他者の Web ページよりダウンロードした著作物を授業等で活用する場合においては、著作権法等に定められた事項を遵守すること。

(8) Web ページ公開にあたっては、最終更新日、校園 Web ページの内容に関する著作権を有する旨を、校園 Web ページ上に明記しなければならない。

(表示例)

「本サイトにおけるすべての著作権は大阪市立〇〇小学校にあります。

すべての画像、資料などのデータの無断使用を禁止します。

また、この Web ページにリンクをはる場合は、必ずご連絡をください。」

3 Web ページへの個人情報の掲載について

個人情報については、個人の人権尊重と安全確保の観点から掲載することを禁止する。ただし、教育活動上、個人情報の掲載が必要な場合は、個人の人権尊重と安全確保に十分配慮し、必要最小限の掲載にとどめ、次の項目を厳守すること。

(1) Web ページに個人情報を掲載する場合には、本人の同意を得るものとする。掲載しようとする個人情報が幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）のものであるときは、当該児童等の保護者の同意も得なければならない。なお、Web ページ上には同意を得た上での掲載であることを明記（例：児童及び保護者の了解を得ています。）すること。

(2) Web ページに掲載できる対象者

校園の児童等、教職員、保護者、校園教育活動協力者とする。

(3) Web ページに掲載できる個人情報

ア 名前

- ・個人作品を発表する場合又は教育活動における取組や効果を紹介する場合において、名前を掲載することにより、本人及び他の児童等の意欲の向上が期待できるときに限る。

イ 肖像

- ・写真を活用することにより、教育活動の内容をより明確に伝える効果が期待できる場合に限る。
- ・児童等の顔写真の掲載については、必要最小限とし、掲載する写真と同時に掲載

した他の情報との組合せにより、当該児童等の名前が明らかにならないように配慮する。写真・名前の同時掲載について基本的には避けるべきであるが、全国的な活動等により大きな教育的効果が期待でき、十分に安全対策面での配慮がなされている場合には、この限りではない。

ウ 在籍校園名

エ 性別

オ 活動記録（制作作品、大会記録、表彰・受賞理由、調査研究成果、児童会または生徒会活動、クラブ活動等）

カ 校園教育活動協力者等の個人情報の掲載

・校園教育活動協力者（PTA 他）等の場合も、本人の了解を得た後、名前・役職・経歴・写真（取扱要注意）・協力内容の掲載も可とする。

(4) その他

学校（学級）規模等の違いにより、同じ程度の情報からでも個人を特定しやすい場があるので、充分注意すること。

4 運用にあたって

(1) 公開する Web ページの内容は、校園長の承認・決裁を得たものであること。

(2) 校園 Web ページは教育委員会の指定したサーバ上に開設すること。

(3) 各校園においては、個人情報保護・著作権保護についての教職員研修を計画的・組織的に実施すること。

(4) 次の内容に伴う情報を Web ページに掲載する事を禁止する。

ア 第三者の著作権、人権、財産、プライバシー等を侵害するもの

イ 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益をもたらしたりすると判断されるもの

ウ 法律に反するもの、公序良俗に反するもの、教育利用上不適当と判断されるもの

エ 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの

オ 営利・政治・宗教活動を目的としたもの及びその準備を目的としたもの

カ 児童等の安全確保上問題のあるもの

5 掲載情報に対する指摘への対応

児童等に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じること。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに校園長及び「情報教育運営委員会」等で協議した後、適切な措置を講じること。

6 Web ページの更新手続き

各校園の Web ページ公開は、次の手順で行うこと。

ア Web ページの内容は、各校の「情報教育運営委員会」等で作成し、校園長の承認・決裁を得る。なお、決裁文書は1年間保存すること。

イ 校園長の決裁を得た Web ページをアップロードする。

ウ 校園長が承認する。

7 その他

情報通信技術の進展やインターネット運用形態の変化により、本ガイドラインに記載されていない技術や機能を利用する場合であっても、関係法令、規定及び本ガイドラインの目的・趣旨を尊重して利用すること。

校園を所管する指導部と学校運営支援センターの各担当は、月ごとに更新した校園 Web ページの点検を実施する。問題点があれば、当該校園にそれを指摘し修正等の指示を行う。

附則

1 リンク

(1) 他者へのリンク

他者のページへのリンクは、そのページの閲覧への便宜を図る行為であるので、公教育機関としてふさわしいものであるよう配慮すること。また、以下の各項目を厳守すること。

ア 他者のページへのリンクであることを明示すること。

イ 自校園のページの中に、他者のページの全部または一部が表示されることのないようにすること。

ウ リンク先の許諾を得ること。（営利・政治・宗教活動を目的とする団体や個人の運営するページへのリンクは行わないこと。）ただし、校園 Web ページの構成上不可欠な場合にあっては、以下のことに注意し、第三者が宣伝・広告・布教行為と解する内容とならないようにすること。

- ・掲載の趣旨を明確にすること。
- ・宣伝・売名等の意図が明確なページへのリンクは行わないこと。
- ・目的とする内容を含むページへ直接リンクを張ること。（ただし、相手方の意向により、困難な場合は、その旨明記する。）
- ・場合により、「このリンクは、〇〇〇〇のページの紹介をするものであって、同一サイトの他のページに含まれる宣伝等の閲覧に便宜を図るものではありません。」等の表示を行い、宣伝の意図がないことを明確にすること。
- ・掲載の必要（目的）がなくなった場合は速やかに削除すること。

(2) 他者からのリンク

他者のページから校園 Web ページへのリンク依頼については、次のことに注意し、「情報教育運営委員会」等で協議し、校園長の判断で行うものとする。

ア 校園 Web ページはリンク依頼に対して無条件に認めるべきではない。

イ リンク依頼があった場合、Web ページ名とアドレス、その内容、リンクの目的、名前、連絡先等の情報の提供を電子メールまたは文書で求める。

ウ リンクは校園 Web ページのトップページへのリンクを原則とする。またリンク元の Web ページの一部として表示される形のリンクは認めない。

2 私的（クラブ等の顧問や職務に係る立場を含む。）な Web ページ開設に関する注意事項

(1) 公的な機関の名称等による Web ページ開設の禁止

教職員は、個人又は私的組織として開設している Web ページ（以下「私的な Web ページ」という。）上では、公的な名称を使用しないこと。または公的な Web ページと誤解されるような記述を行わないこと。

(2) 職務上知り得た個人情報等の掲載の禁止

教職員が自己の研究成果等を私的な Web ページにおいて発表する場合には、職務又は職務上の地位等に関連して、直接又は間接的に知り得た児童等及びその他に関する個人情報や職務上知り得た秘密についての掲載を禁止する。

平成 9 年 7 月 1 日制定 「ホームページ作成についてのガイドライン」

平成 14 年 12 月 10 日改定 「Web ページ作成についてのガイドライン」

平成 21 年 9 月 10 日改定

平成 23 年 4 月 1 日改定 「校園 Web ページ作成運用ガイドライン」

平成 25 年 3 月 1 日改定

平成 26 年 2 月 1 日改定

平成 30 年 2 月 20 日改定

令和 5 年 2 月 28 日改定

令和 6 年 10 月 25 日改定